

ハ労働組合聯合會ヲ設クルコトヲ得
聯合會ノ設立及監督ニ就テハ労働組合
ニ関スル規定ヲ準用ス

(10) 労働組合ハ特ニ定メタル手續ニ依リ合
併又ハ分離ヲナスコトヲ得

(11) 労働組合ハ營利事業ヲナスコトヲ

得
ス

(12) 労働組合ノ經營セル労働保険ノ事
業ニ就テハ保險業法ヲ適用セサル

コト